



# 11月・12月の予定

## 11月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3 文化の日	4
5	6	7	8	9	10	11
12 ①	13 サロン セミナー	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23 勤労感謝 の日	24	25
26	27	28	29	30 ②		

## 12月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7 JSK 実践入門 セミナー	8	9
10 ③	11 サロン セミナー	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23 天皇 誕生日
24 振替 休日	25	26	27	28	29 JSK 仕事納め	30
31 ④						

### 《11月》

- ①源泉徴収税額、特別徴収税額（10月分）の納付期限（12日）
- ②9月決算法人の確定申告と納税、平成25年3月決算法人の中間（予定）申告と納税期限  
社会保険料、児童手当拠出金（10月分）納付期限

#### 【注意!!】

税務署や市町村から年末調整のための資料が届いているのではないのでしょうか？各人から提出してもらった「扶養控除等（異動）申告書」、「配偶者特別控除申告書」、「保険料控除申告書」や証明書等の準備を呼びかけて行きましょう。また、当社でも、12月7日（金）JSK実践入門セミナーを年末調整と確定申告をテーマに開催いたします。是非！ご参加ください。

### 《12月》

- ③源泉徴収税額、特別徴収税額（11月分）の納付期限
- ④10月決算法人の確定申告と納税、平成25年4月決算法人の中間（予定）申告と納税期限  
社会保険料、児童手当拠出金（11月分）納付期限  
※ただし、いずれの納付期限も年明け平成25年1月4日になります。

※固定資産税（都市計画税）第3期分の納付  
（各市町村によって納付期限は異なります。）

#### 【注意!!】

12月には賞与を支給される会社が多いのではないのでしょうか？賞与を支給した時は、支給日から5日以内に「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」を所轄社会保険事務所へ提出する必要があります。

## ● 年末年始の休業日についてお知らせ ●

平成24年12月29日（土）～平成25年1月6日（日）まで年末年始に伴い、休業させていただきます。  
なお、通常営業は、平成25年1月7日（月）13時30分からとなります。ご迷惑をお掛けいたしますが、よろしく申し上げます。



イベント紹介



〈サロンセミナーの様子〉  
たくさんのご参加をありがとうございます！

じょうの  
税理士上能は  
いつでも、どこへでも  
でかけていきます。  
お気軽に声をかけて下さい。  
また、お近くへお越しの際は、  
いつでもお気軽にお越し下さい。  
社員一同お待ちしております。